

建設発生土の官民有効利用マッチング 運用マニュアル(案)

令和8年8月

(一財)日本建設情報総合センター

目次

1	官民マッチングの必要性和効果	1
1-1	官民マッチングとは	1
1-2	建設発生土の現状	2
1-3	官民マッチング必要性	3
1-4	官民マッチングの期待される効果	4
2	官民マッチングの適用範囲	5
2-1	工事間利用の基本的な考え方	5
2-2	対象者登録基準	6
2-3	対象工事条件	7
3	関係者の役割	8
3-1	工事契約における建設発生土の扱いと官民マッチング決定者	8
3-2	工事発注者	8
3-3	工事受注者	9
3-4	官民マッチング運営事務局	9
4	工事間利用の調整方法、スケジュール	10
4-1	公共工事	10
4-2	民間工事	11
5	官民マッチングの実施手順	12
5-1	登録すべき情報	12
5-2	公共工事においてマッチング候補を選定するための手続き	15
5-3	マッチング相手を確定するための手続き	18
5-4	マッチング工事終了後の調整結果等の報告	18
6	官民マッチング協定書の記載事項	19
<参考資料>		
参考資料1	官民マッチング協定書様式例	参考資料-1
参考資料2	官民マッチング協定書等実例	参考資料-3
参考資料3	官民マッチングと公募方式を併用する場合の公募公告例	参考資料-10

1 官民マッチングの必要性と効果

1-1 官民マッチングとは

(1) 官民マッチングとは

「官民マッチング」とは、民間工事で発生した建設発生土等を公共工事に利用する、又は、公共工事で発生した建設発生土等を民間工事で利用するものであり、民間工事と公共工事の間で建設発生土を土砂代無料で有効利用（工事間利用）することをいう。

(2) 官民マッチングの目的

公共工事および民間工事においては、これまで公共工事間、民間工事間で建設発生土の有効利用を進めてきた。しかし、有効利用されていない建設発生土が依然として多くあることから更なる有効利用を促進するため、公共工事と民間工事の間で建設発生土を有効利用することを目的に官民マッチングを実施する。

(3) 用語の定義

本書における用語の定義は次のとおり。

- ①公共工事：国の機関（国、独立行政法人^{※1}、政府関連企業等^{※2}）、地方の機関（都道府県、市区町村、地方公営企業、その他^{※3}）が発注する工事。

※1 鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水資源機構、都市再生機構、土木研究所、建築研究所等

※2 道路関係会社、空港関係会社、日本下水道事業団、特殊法人、認可法人、国立大学法人等

※3 地方独立行政法人、公立大学法人、地方公共団体の組合・開発事業団、地方公社、土地改良区。
土地区画整理組合は民間扱い

なお、特に断らない限り、電力、ガス、電気通信、鉄道（JR含む）の各社が発注する工事及びPFI法に基づきSPCが実施する事業も公共工事に含むものとする。

- ②民間工事：民間機関が発注する工事。

- ③公共工事土量調査：公共工事発注者として、工事発注前から建設発生土等の搬出入状況を把握し、これらの情報を基に建設発生土等の工事間利用調整を行うとともに、その結果を確認することによって、建設発生土等の工事間利用を促進することを目的として実施する調査。工事発注前に実施する「予定調査」と、工事間利用調整の結果等を把握するために工事完了後に実施する「実績調査」の2種類がある。

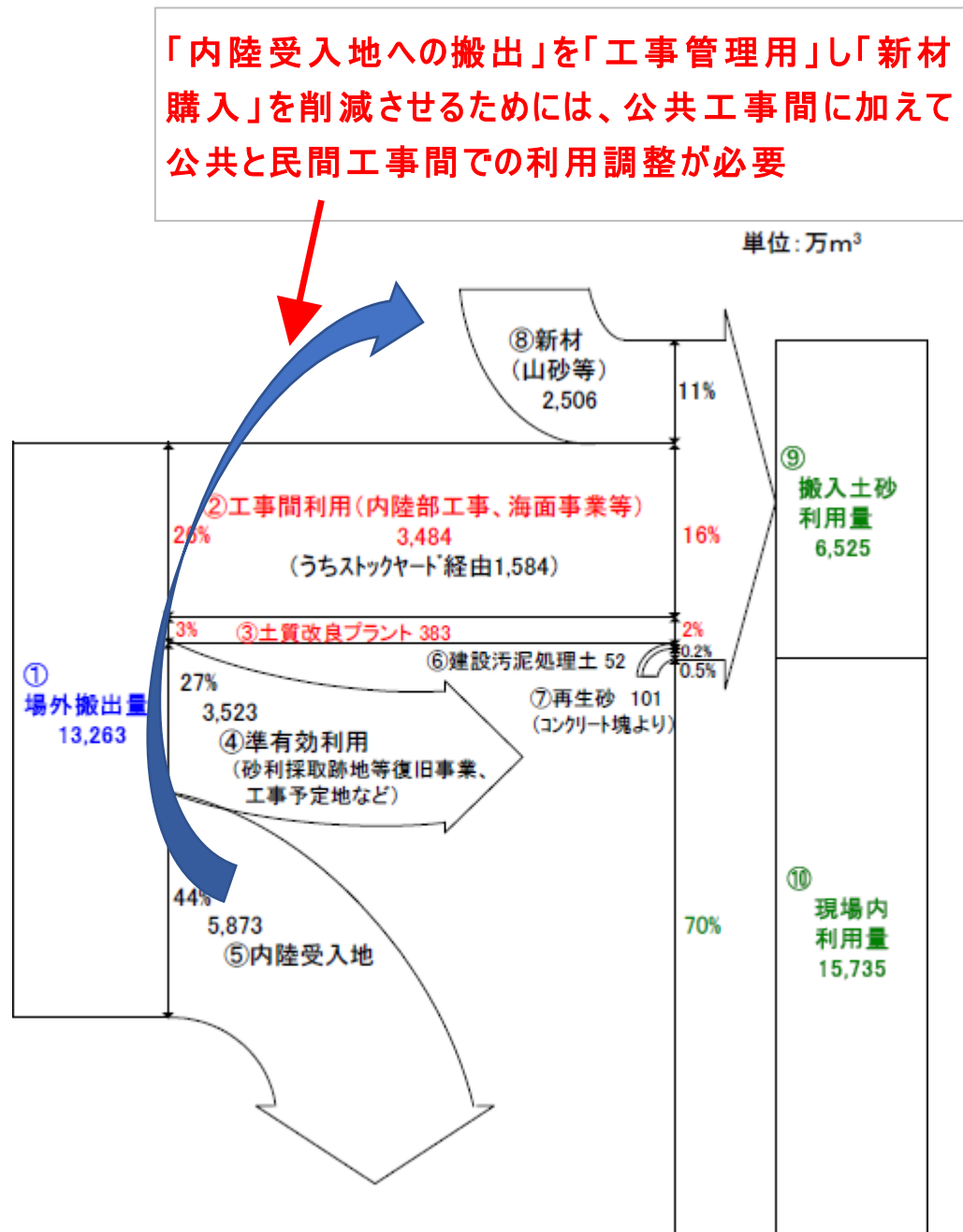
- ④コブリス・プラス：「建設副産物情報交換システム」（コブリス）及び「建設発生土情報交換システム」に対応するものとして JACIC が整備し提供するサービス。公共工事土量調査によって集約された工事の情報をを用いて、建設発生土の搬出・搬入の検討を支援する機能を提供する。併せて民間工事の情報の登録、検索を可能とし、官民マッチングを支援する機能を提供する。

- ⑤官民マッチング運営事務局：官民マッチングに参加する民間機関の登録資格審査、工事情報更新依頼等官民マッチングの円滑な運営を推進するための諸事項を実施する。事務局は、（一財）日本建設情報総合センターに置く。

1-2 建設発生土の現状

建設工事では土砂の切り盛りバランスをとるのが基本であるが、全国でみると建設発生土搬出量(13,263 万 m³)は土砂利用量(6,525 万 m³)の 2.0 倍と供給過多状態となっている。

現場で利用している土砂量の 62%は他工事から発生した建設発生土を使用し、残り 38% (2,506 万 m³)は新材(山砂)を購入している一方で、現場からの建設発生土搬出量のうち 5,873 万 m³は有効利用されず内陸受入地へ搬出されている。



資料：平成 30 年度建設副産物実態調査（国土交通省）に加筆

図 1-1 建設発生土の現状と課題

1-3 官民マッチングの必要性

公共工事においては、従前から公共工事間で建設発生土のマッチングを行うシステムを運用し、工事間利用を促進している。しかし、工期や土質が合致せず、工事間での利用調整が不調となり、やむを得ず新材を購入し、建設発生土を受入地へ搬出する場合がある。

一方、民間工事においては、新材購入や建設発生土受入地への搬出を前提とした工事発注がなされており、建設発生土の工事間での利用調整は少ない。

そのため、建設発生土受入地への搬出量を軽減し新材購入量を抑制するためには、工事間利用の可能性を拡大させる必要がある。工事間利用を拡大するため、従来の公共工事間だけでなく、民間工事と利用調整し、官民間で建設発生土を工事間利用することを目指す。

現在の建設発生土の公共工事及び民間工事の状況を1都3県でみると、図1-3のとおり公共土木工事では公共工事間で建設発生土が利用できず新材を購入している一方で、図1-2のとおり民間工事が主体の建築工事では、建設発生土はほとんど有効利用されず、建設発生土受入地へ搬出されている。

このように有効利用されていない建築工事の建設発生土も、官民マッチングにより、公共土木工事で利用できる可能性があるとともに、公共土木工事での新材購入を抑制できる余地がある。

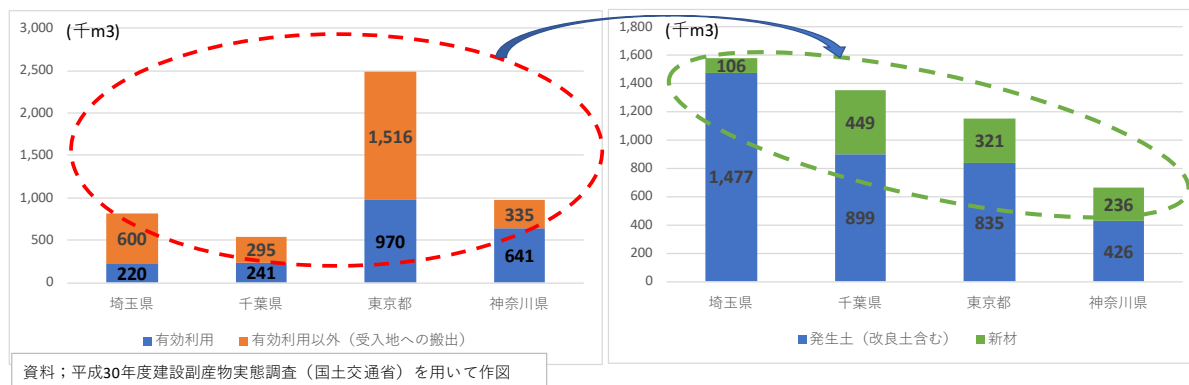


図1-2 1都3県建築工事建設発生土搬出量 図1-3 1都3県公共土木工事土砂利用量

1-4 官民マッチングの期待される効果

(1) 公共工事と民間工事の両方に期待される効果

①コスト削減効果

試行マッチングでの実現事例におけるコスト削減効果を試算すると、運搬費、処分費、新材購入費の削減により、一工事当たり平均で搬出工事 5,600 万円、搬入工事 3,200 万円であった。

②指定利用先の選択肢の拡大

公共工事については、「公共工事標準請負契約約款」において仕様書に建設発生土の「搬出先」を定めることが標準化された。また、継続的に建設工事を発注している民間工事発注者が使用する「民間建設工事標準請負契約約款(甲)」においても、仕様書に建設発生土の「搬出先」を定めることが望ましいこととされた。

官民マッチングは、これら建設発生土の「搬出先」の選択肢を拡大させるものである。

(2) 民間工事で期待される効果

民間工事ではコスト削減効果以外にも次の効果が期待できる。

①適正な搬出先確保

近年、東京23区などの大都市地域では、適正な建設発生土受入地の確保が困難となっており、民間工事の建設発生土を公共工事で利用することにより、適正な建設発生土の搬出先を確保できる。

②工事の効率化

運搬距離が短くなることにより、運搬車両の回転数を増やすことが可能となり、早期に運搬が完了し工期を短縮できる。また、工期を短縮できない場合でも確保する必要があるダンプ台数を削減できる。

③環境影響への配慮

建設発生土受入地への搬出量を削減することにより、建設発生土受入地が延命化する。この結果、新たな建設発生土受入地の開発が抑制され、自然環境が保全される。さらに、これまでの試行マッチングの事例では、多くの場合で建設発生土受入地への搬出に比べて運搬に伴うCO2排出量削減など環境負荷が低減する。

④CSR向上

公共工事との工事間利用により、公共事業の円滑な執行へ貢献することがCSR向上につながるるとともに、社会へのPRにも役立つ。

2 官民マッチングの適用範囲

2-1 工事間利用の基本的な考え方

(1) 公共工事

国土交通省では、国土交通省発注工事の再生資源の利用及び再資源化施設への搬入を定めた「リサイクル原則化ルール」(H18. 6. 12)を作成し、建設発生土の現場からの搬出及び利用について、経済性にかかわらず現場間利用をするものとしている。国土交通省以外の公共機関においても、「リサイクル原則化ルール」を準用している。

「リサイクル原則化ルール」のうち建設発生土に係わるルールの抜粋

①建設発生土の工事現場からの搬出

工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50キロメートルの範囲内の他の建設工事現場へ搬出する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。また、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない。

②建設発生土および建設汚泥処理土の利用

工事現場から50キロメートルの範囲内に建設発生土または建設汚泥(建設汚泥が発生する工事現場または当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合)を搬出する他の建設工事もしくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土もしくは建設汚泥処理土を利用する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。

公共工事においては、原則として50kmの範囲内で建設発生土の工事間利用を実施すること、その際、各地方建設副産物対策連絡協議会(構成員:国、地方自治体、民間公益企業、建設業団体など)等での調整結果を優先することとしている。

各地方建設副産物対策連絡協議会での調整結果とは、協議会構成員のうち公共機関を対象とした「公共工事土量調査」にもとづく工事間利用調整結果をいう。

したがって、今後、公共工事では、公共工事間での利用調整を優先とし、公共工事間で利用調整できない工事を対象に民間工事と利用調整(官民マッチング)を実施する。

(2) 民間工事

民間工事においても経費削減等の観点から企業として、建設発生土受入地への搬出、新材購入に優先して工事間利用調整を実施している。

民間工事では、従来から実施している自社受注工事間の利用調整を優先し、自社受注工事間で利用調整できない工事を対象に、公共工事及び民間他社受注工事との利用調整を積極的に実施するよう努める。

なお、建設汚泥の扱いについては「建設汚泥再生利用マニュアル」(土木研究所編著)も参照とすること。

2-2 対象者登録基準

官民マッチングに参加できる対象者とその登録基準を次のとおりとする。

(1) 公共機関(公共工事発注者)

公共機関は公共工事を官民マッチング対象工事として登録する。

公共機関の登録基準は特に定めない。

(2) 民間機関(公共工事入札参加資格保有者)

民間機関の参加登録基準は、原則、国及び地方自治体の工事入札参加資格保有者(以下、「公共工事入札参加資格保有者」という。)とする。

なお、参加登録時に次に該当する者は登録できない。

- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する(入札参加禁止)
- ・国等から指名競争入札参加者としての指名停止又は警告を受けている

(3) 民間機関(公共工事入札参加資格保有者以外)

民間機関のうち、公共工事入札参加資格保有者以外で参加できる者の登録基準は次のとおりとし、該当する官民マッチング対象工事ごとに登録すること(登録審査を受ける)を原則とする。

① 工事発注者

土木工事の発注者は、開発許可等の関係する法律に基づく許可取得者、建築工事の発注者は、建築基準法に基づく建築確認申請取得者とする。

② 工事受注者

工事受注者(元請者又は下請者、下請者には二次下請以下も含む)は、建設業法の建設業許可業者であり、官民マッチング対象工事契約済みの者とする。

なお、工事受注者の工事については土工事のみならず、発生土の運搬も含む。

工事受注者は、官民マッチング対象工事を登録する際に、建設業許可証の写し及び官民マッチング対象工事を契約済みであることを示す書類の写し(工事契約書、注文請書、施工体系図等)を官民マッチング運営事務局(以下「事務局」という。)に提出すること。

(4) 民間機関共通

(2)、(3)の民間機関は民間工事を官民マッチング対象工事として登録する。

(2)、(3)の民間機関は新規に官民マッチングに参加する場合、または継続的に官民マッチングに参加する場合、年度末に次年度の登録基準を満たす各種資格書類、許可証を事務局に提出すること。なお、審査手続き中等の理由により資格書類、許可証の提出ができない場合には、手続き中であることが分かる受付票等の書類を代わりに提出すること。

(2)、(3)の民間機関は次の条件を満たすこと。

- ・会社更生法、民事再生法の対象者でないこと
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律による暴力団及び暴力団関係者との関係がないこと
- ・これまでの官民マッチングにおいて協定等違反行為等をしていないこと。

2-3 対象工事条件

(1) 工事規模

工事間利用を促進する観点から工事規模の制限は行わない。

(2) 仮置き場を利用する工事

仮置き場を経由する工事間利用については、建設発生土を適正に管理できる体制が整っている仮置き場を利用する場合に限って、官民双方の担当者が確認し、合意した場合に官民マッチングの対象とすることができる。

建設発生土を適正に管理できる体制とは、次をいう。

- ① 工事発注者又は工事受注者（元請者又は下請者）自らで管理している。
- ② 仮置き場に搬出入された建設発生土の土量を管理している。
- ③ 建設発生土を搬出工事ごとに堆積し、他工事の発生土と仕切りや空間の確保等により混ざらないように管理をしている。

(3) 建設発生土の搬入条件

建設発生土の搬入条件は次とする。

- ① 受け入れた建設発生土は、当該工事の施工のみに使用する。但し、公共工事ではこの限りではない。
- ② 工事間での建設発生土は無料で受け入れるものとする。ただし、工事間利用協定等の取り決めにより、例えば、搬出工事側が搬入工事側の搬入土の敷均し等を負担することは可能とする。

3 関係者の役割

3-1 工事契約における建設発生土の扱いと官民マッチング決定者

①公共工事

公共工事においては、工事契約書の仕様書等で建設発生土の搬出先、搬入土の調達先を指定し、指定条件に応じた費用を算定し、工事発注することを原則としており、発注者が元請者に建設発生土の扱いを指示している。

したがって、公共工事における官民マッチングの決定者は工事発注者とする。

②民間工事

民間工事における契約方式は発注者、工事ごとに異なるが、工事契約時に建設発生土の搬出先、搬入土の調達先を指定する場合は少なく、費用算定に当たっては「自由処分」による積算方式をとる場合が多い。この場合であっても、資源有効利用促進法の省令改正により、一定規模以上（建設発生土を500m³以上搬出する工事など）の建設工事の元請業者には、建設発生土の搬出先の事前確認を行ったうえで「資源有効利用促進計画」の作成が求められることから、官民マッチングの決定者は元請者を基本とする。

一方、公共工事と同様に工事契約上建設発生土の搬出先、搬入土の調達先を指定している場合は、官民マッチングの決定者は工事発注者を基本とする。

3-2 工事発注者

(1) 公共工事発注者

発注者は、「リサイクル原則化ルール」に則り建設発生土の工事間利用を前提として工事発注できるように、工事発注前に利用調整する。

工事発注前に工事間利用ができず、建設発生土を建設発生土受入地へ搬出し、新材を購入する条件で工事発注する際は、官民間で工事間利用が成立した場合には必要に応じて設計変更する旨、仕様書等に明示することが必要である。

官民マッチングによる民間工事からの利用調整依頼に対して速やかに対応するものとする。マッチングに際しては精度高い工事情報が重要であることから、工事情報等に変更があった場合は速やかな情報更新に努める。

官民マッチングが成立した場合には、工事受注者の利用調整に必要な経費を見込む等労力を十分考慮した対応に努める。

(2) 民間工事発注者

民間工事の発注者は、資源有効利用、環境配慮などの観点から建設発生土の有効利用、利用用途に応じた品質の土砂利用に努める必要があり、工事受注者が建設発生土の官民マッチングを希望、提案する場合は、実現に向けて必要な支援に努める。

マッチングに際しては精度高い工事情報が重要であることから、発注者自身がマッチングを行う時は、工事情報等に変更があった場合は速やかな情報更新に努める。

官民マッチングが成立した場合は、必要に応じて工事受注者の利用調整に必要な経費

を見込む等労力を十分考慮した対応に努める。

3－3 工事受注者

(1) 公共工事受注者

発注者と協力しマッチングを円滑に実施する。設計変更が必要な場合は発注者と協議する。

利用調整に際しても、先ずは相手工事情報の確認を行う。

(2) 民間工事受注者

元請者は主体的にマッチングに取り組み、下請者と協力しマッチングの円滑な実施に努める。

発注者がマッチングを実施した場合は、発注者と協力しマッチングを円滑に実施する。設計変更が必要な場合は発注者と協議する。

マッチングに際しては、精度高い工事情報が重要であることから、工事情報等に変更があった場合は速やかな情報更新に努める。

利用調整に際しても、先ずは相手工事情報の確認を行う。

(3) 公共工事・民間工事受注者共通

工事受注者は、次を実施するものとする。

- ①発注者へ利用調整状況及びマッチング実施結果を必要に応じて報告。
- ②土質性状および環境安全性確認など必要な調整の実施。
- ③建設発生土の適正運搬のための必要な措置の実施。
- ④トラブル発生時への迅速かつ誠意ある対応の実施。

3－4 官民マッチング運営事務局

官民マッチング運営事務局は次を実施するものとする。

- ①官民マッチングに参加する民間機関の登録資格審査の実施。
- ②官民マッチングの維持管理、工事情報の確認及び情報更新依頼を実施。
- ③官民マッチングの操作に関する問い合わせ対応の実施。
- ④官民マッチングのPR、民間登録者数拡大活動の実施。

4 工事間利用の調整方法、スケジュール

4-1 公共工事

(1) 工事発注前

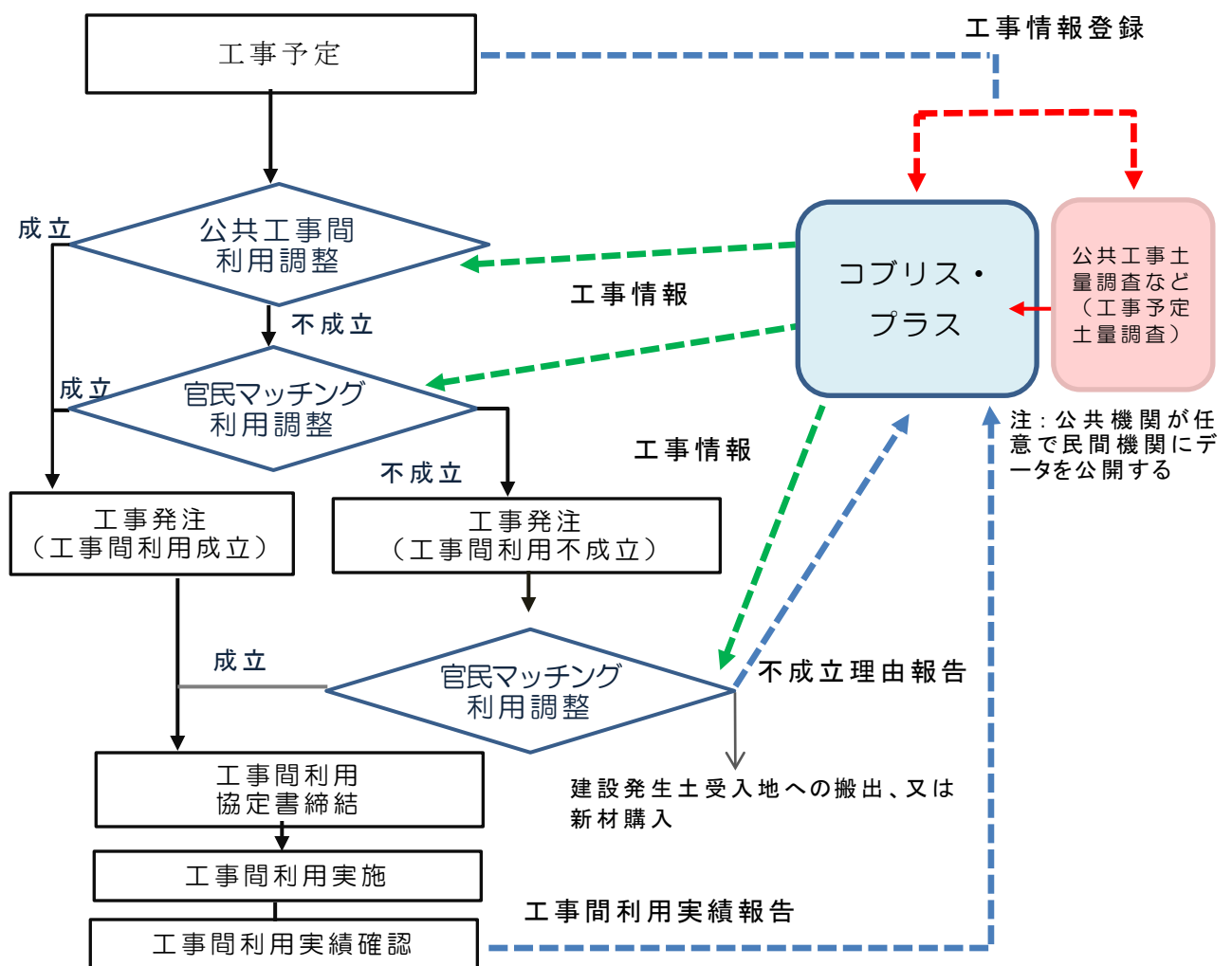
「公共工事土量調査」などによる工事予定情報を「コブリス・プラス」等へ登録し公共工事間で利用調整を実施する。合わせて、「コブリス・プラス」により民間工事と利用調整を実施する。

(2) 工事発注時

工事間利用が決定している場合は相手工事を明示して発注する。工事間利用が決定していない場合は、搬出先、調達先を仕様書等に明示するとともに、「官民マッチング対象工事であり、官民マッチングが成立した場合は、設計変更の対象となる」旨を明示する。

(3) 施工中、竣工後

工事発注後に官民マッチングが成立した場合は、設計変更協議する。竣工後、発注者は官民マッチング実施結果を確認し事務局へ実績報告する。



※関係機関との調整が必要な場合は利用調整に含む。 凡例： --- 情報の流れ --- 情報取得

図4-1 公共工事における工事間利用調整フロー

4-2 民間工事

民間工事では、元請者と下請者との契約締結後に工事間利用調整することが多いことを踏まえて、次図の調整フローを基本とする。

なお、工事着工前の早い時点での工事間利用調整がより望ましいことから、発注者と元請者との契約締結前後、元請者と下請者との契約前の工事間利用調整を妨げるものではない。

建築工事では工事契約後直ちに施工が開始されることから、工事間利用調整は、最短3週間程度を目安とし迅速な利用調整に努める。

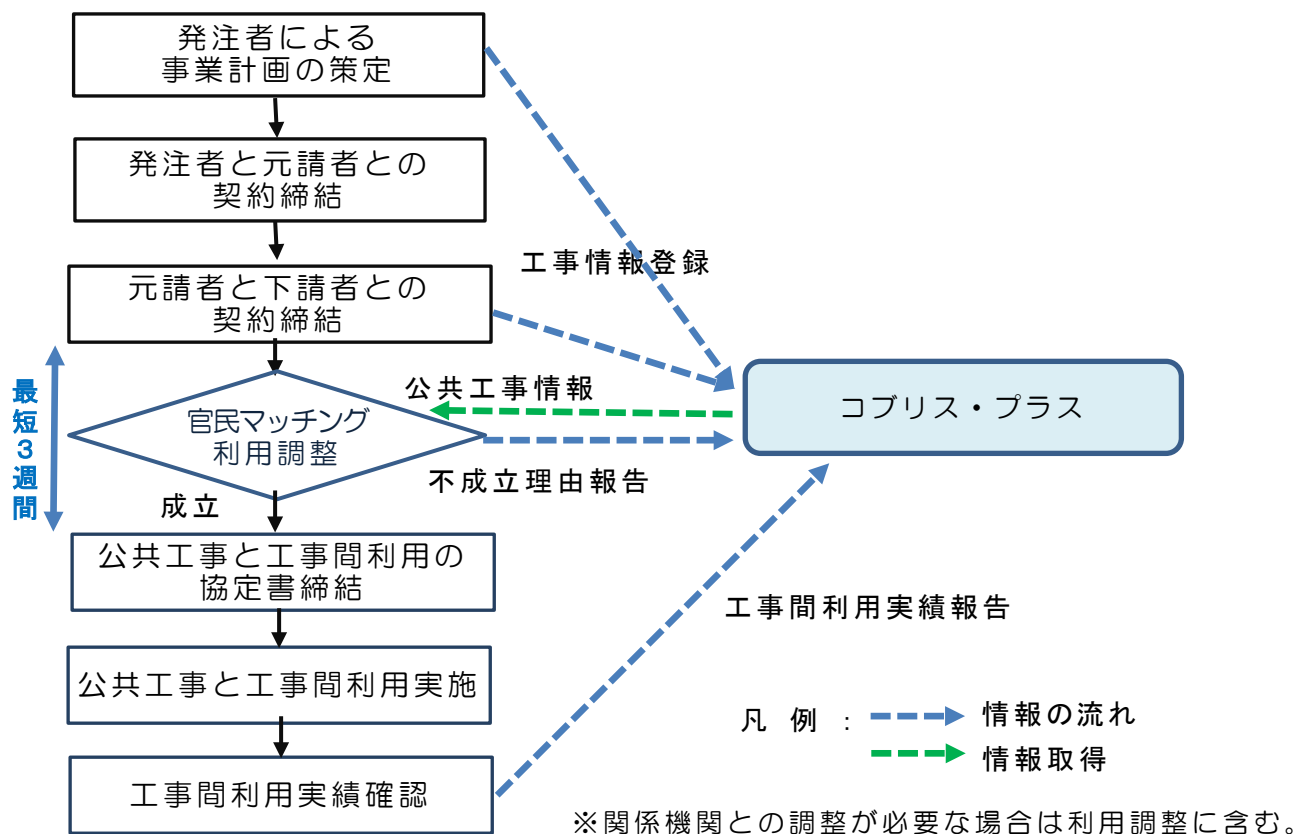


図4-2 民間工事における官民マッチング利用調整フロー

5 官民マッチングの実施手順

5-1 登録すべき情報

登録すべき情報は次のとおり。

表5-1 官民マッチング登録情報

No.	区分	大項目	項目	予定	実績	備考
1	工事情報		更新日時	○	○	自動入力
2			申請手続き状況	○	○	自動入力
3		利用調整のための連絡先	登録組織名	○	○	自動入力
4		利用調整のための連絡先	部署	○	○	
5		利用調整のための連絡先	役職	△	△	
6		利用調整のための連絡先	工事担当者／連絡窓口	○	○	
7		利用調整のための連絡先	メールアドレス	○	○	
8		利用調整のための連絡先	工事担当者／連絡窓口、メールアドレスの公開可否	○	○	「非公開」を選択した場合には「工事担当者／連絡窓口」と「メールアドレス」は非公開となる
9		利用調整のための連絡先	日中連絡可能な電話番号	○	○	
10		利用調整のための連絡先	内線番号	△	△	
11		利用調整のための連絡先	FAX 番号	△	△	
12		工事情報	工事種類	○	○	
13		工事情報	工事番号	○	○	自動入力
14		工事情報	工事名称	○	○	
15		工事情報 全体工期	開始（年月）	○	○	
16		工事情報 全体工期	終了（年月）	○	○	
17		施工場所	都道府県	○	○	
18		施工場所	市区町村	○	○	
19		施工場所	地先	○	○	
20		施工場所	座標（緯度、経度）	○	○	地図表示から地点を指定して入力し、手入力は不可
21	施工場所	仮置場	利用有無	○	○	「無」を選択した場合には、以降の仮置場の項目は非活性
22		仮置場	所在地	△	△	「利用有無」で「無」を選択した場合には非活性
23		仮置場	利用開始（年月）	△	△	「利用有無」で「無」を選択した場合には非活性
24		仮置場	利用終了（年月）	△	△	「利用有無」で「無」を選択した場合には非活性
25		施工場所	時間条件	△	△	
26		施工場所	運搬条件	△	△	
27		施工場所	土質試験	○	○	
28		施工場所	土質試験（ファイル）	△	△	「土質試験」で「実施済」の場合のみファイルアップロードが可能 土質試験結果を示すファイルをアップロードする
29		工事情報	参加資格の確認書類	○	○	登録された工事が契約済みであることを事務局で確認するための書類（契約書、施工体系図等）をアップロード
30		工事情報	元請業者が決まっている	○	○	チェック有りの場合は「元請け業者名」と「元請建設業許可番号」は非活性にする
31		工事情報	元請業者名	△	○	「元請け業者が決まっている」にチェックした場合には非活性
32		工事情報	元請建設業許可番号	△	○	「元請け業者が決まっている」にチェックした場合には非活性
33	土		土量 No	○	○	自動入力

No.	区分	大項目	項目	予定	実績	備考
34	量 情 報	官民マッチング公開情報	工事との利用調整	○	○	
35		官民マッチング公開情報	結果提出状況	○	○	自動入力
36		土量の情報	搬出入区分	○	○	
37		土量の情報 土工期	開始(年月)	○	○	
38		土量の情報 土工期	終了(年月)	○	○	
39		土量の情報	土質区分	○	○	
40		土量の情報	土質情報	△	△	
41		土量の情報	土壌分析調査	○	○	「搬出入区分」で「搬出」の場合のみ入力
42		土量の情報	土壌分析調査(ファイル)	△	△	「土壌分析調査」で「実施済」の場合のみファイルアップロードが可能 土質試験結果を示すファイルをアップロードする
43		土量の情報	土量(m³)	○	○	
44	工 事 間 利 用	工事間利用	決定状況	○	○	
45		工事間利用	搬入の際の利用用途	○	○	「搬出入区分」で「搬入」を選んだ場合のみ入力
46		工事間利用	利用調整申込期限(年月日)	○	○	
47		工事間利用	利用調整終了期限(年月日)	○	○	
48		工事間利用	特記事項	△	△	自由記入が可能な入力欄
49		工事間利用調整の結果	工事間利用の実現有無	—	○	
50		工事間利用調整の結果	実現しなかった理由	—	○	「工事間利用実現の有無」で「工事間利用実現せず」の場合のみ入力
51		工事間利用調整の結果	実現しなかった理由 その他	—	○	「実現しなかった理由」が「その他」の場合のみ入力
52		工事間利用調整の結果	サービス内に登録されている工事から利用調整先を探したか	—	○	「工事間利用実現の有無」で「工事間利用実現」の場合のみ入力
53		工事間利用調整の結果	利用調整の申込日、または受付日(年月日)	—	○	「工事間利用実現の有無」で「工事間利用実現」の場合のみ入力
54		工事間利用調整の結果	利用調整の成立日(年月日)	—	○	「工事間利用実現の有無」で「工事間利用実現」の場合のみ入力 成立日(協定書の日付等)を入力する
55		工事間利用調整の結果	実績土量(m³)	—	○	「工事間利用実現の有無」で「工事間利用実現」の場合のみ入力 実際に利用調整が実現した土量の数量を入力
56		最終的な搬出入先	相手先種類	—	○	
57		最終的な搬出入先	相手先工事 区分	—	○	「相手先種類」で「他の工事現場」の場合のみ入力
58		最終的な搬出入先	相手先工事 名称	—	○	「相手先種類」で「他の工事現場」の場合のみ入力
59		最終的な搬出入先	相手先工事 所在地 都道府県	—	○	「相手先種類」で「他の工事現場」の場合のみ入力
60		最終的な搬出入先	相手先工事 所在地 市区町村	—	○	「相手先種類」で「他の工事現場」の場合のみ入力
61		最終的な搬出入先	相手先工事 所在地 地先	—	○	「相手先種類」で「他の工事現場」の場合のみ入力
62		最終的な搬出入先	その他相手先の名称	—	○	「相手先種類」で「その他」の場合のみ入力

No.	区分	大項目	項目	予定	実績	備考
63		工事間利用調整の結果	協定書	—	○	「相手先種類」で「他の工事現場」の場合のみ入力 協定書のファイルをアップロードする
64		最終的な搬出入先	搬出先工事の現場写真	—	○	「相手先種類」で「他の工事現場」の場合のみ入力 搬出先の写真をアップロードする

凡例 予定・実績の○：必須、△：任意、—：対象外

<登録すべき情報の解説>

No. 19：地先

- ・ 施工場所の代表地点の所在地を番地まで入力。
- ・ 番地のない埋立地等の場合はこの限りではない。（例：「○○地先」など）

No. 21：利用有無

- ・ 工事現場内外を問わず利用できる仮置場があれば「有」を入力する。
- ・ 官民マッチングで利用できる仮置場の条件は「2－3（2）」に示すとおり。

No. 39：土質区分、No. 40：土質情報

- ・ 搬出工事では、搬出土砂の土質区分、搬入工事では希望する土質区分のうち最も低品質な区分（例：第一種、第二種、第三種建設発生土のいずれでもよい場合は「第三種建設発生土」とする。
- ・ 関東ローム、マサ土など具体的な土質名がわかれば土質情報に入力する。

No. 41：土壌分析調査、No. 42：土壌分析調査（ファイル）

- ・ 土壌分析調査結果があれば「実施済み」を入力し、No. 42 に分析結果の PDF をアップロードする。
- ・ 調査中の場合は No. 48 に土対法の汚染土壌区域に含まれていないことを確認しているか否かを入力する。

No. 45：搬入の際の利用用途

- ・ 搬入工事では土砂の利用用途を入力する。

No. 46：利用調整申込期限、No. 47：利用調整終了期限

- ・ 「利用調整申込期限」＝「利用調整終了期限」－（利用調整期間）

なお、利用調整期間は、現地確認を含めた確認・調整に要する時間及び土壌分析試験に最短でも 3 週間を要することから、3 週間以上とすることが望ましい。

例：「利用調整終了期限」が 6 月 30 日の場合、利用調整期間を 3 週間とすると「利用調整申込期限」を 6 月 9 日とする。

- ・ 「利用調整終了期限」には、施工計画における土工事開始時期に基づき、相手工事の現場・土質確認、工事間利用条件調整等に要する時間を考慮し、相手工事を決定したい月日を入力する。
- ・ 「利用調整申込期限」には、相手工事を決定したい「利用調整終了期限」を基準として利用調整期間を考慮し、利用調整候補工事を絞り込む期限を入力する。

- ・「公募方式」により相手工事を決定する場合は、「利用調整申込期限」には公募申し込期限を入力する。

No. 48：特記情報

- ・工事間利用に際して、特に留意すべき事項があれば入力する。

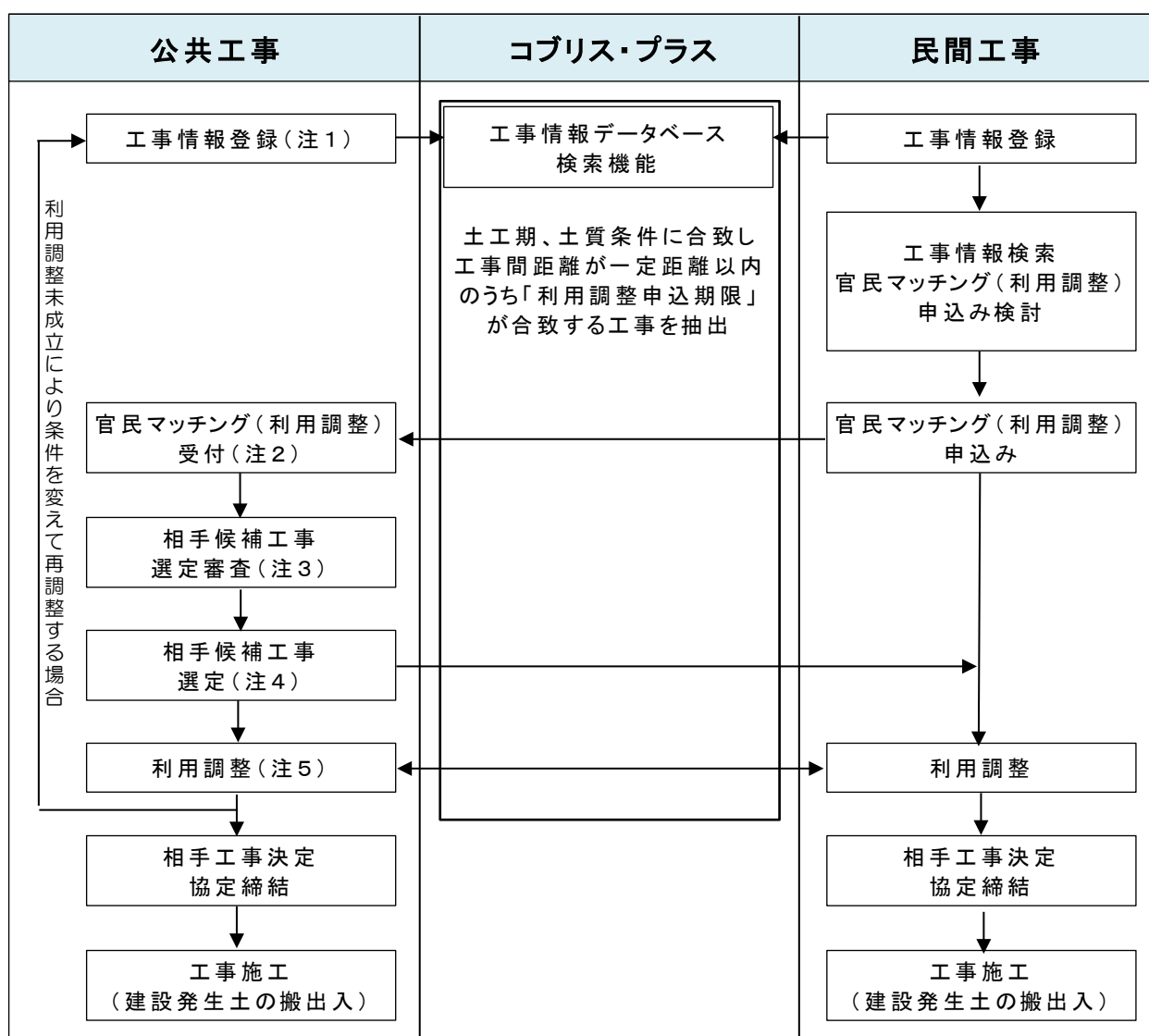
例：運搬ルート指定有り、土質別数量と搬出期間

5-2 公共工事においてマッチング候補を選定するための手続き

公平性、透明性を確保する観点から、公共工事の工事間利用の相手工事となる民間工事については、「公募」方式により選定することが望ましい。

官民マッチングは、「公募」に準じる民間工事を選定する方式であり、公共工事においては、図5-1により「公募」方式によらずとも工事間利用の相手候補（マッチング候補）となる民間工事を選定することができる。

図5-1 官民マッチングにおける民間工事（利用調整相手候補工事）の選定方法



(注1)工事情報登録

コブリス・プラスへ工事情報登録すると同時に、通常の公募と同様にHPで公募公告することを妨げない。官民マッチングと公募方式を併用する場合の公募公告例を5-2に示す。

(注2)官民マッチング(利用調整)受付

官民マッチングの民間機関については、登録時に資格審査済であるため、資格審査を省略できる。

(注3)相手候補工事選定審査

複数の民間工事から利用調整の申し込み

があった場合の選定審査における評価項目・基準の例を表5-2に示す。

表5-2のような評価基準により民間工事を評価し、得点順に3工事程度を選定し、得点上位から具体的な利用調整を進める。

表5-2 相手候補工事選定評価項目、評価基準、配点例

評価項目	基準	配点
(1)一か月に搬入する計画土量	8,400 m ³ 以上	10
	6,000 m ³ 以上 8,400 m ³ 未満	7
	3,000 m ³ 以上 6,000 m ³ 未満	5
(2)運搬事業者	運搬事業者の申込事業者(元請業者又は下請業者)	10
	申込事業者以外	3
(3)搬出場所から搬入場所までの距離	50km以内	5
	60km以内	3
	70kmを超える	1
(4)運搬経路に配置する交通整理員の数	2人以上	5
	1人	3

(注4)利用候補工事選定

官民マッチングと公募方式を併用し、HPにおいて公募した場合は、審査(候補工事選定)結果はHP上でも公表する。

(注5)利用調整

利用候補工事が複数の場合は、選定上位工事から利用調整を進める。

利用調整項目の例は5-3に示す。

利用調整が不成立の場合で再度、利用調整する場合は、条件を変えて工事情報登録をする。

官民マッチングと公募方式を併用する場合の公募公告例
(土地区画整理事業における造成用土砂の搬入事業者公募例)

●●事業による『官民マッチング』を活用した土砂の受入について

1. 趣旨

国土交通省●●河川事務所では、令和●年●●事業により、令和●年度完成を目標に築堤・河道掘削等を進めてきているところですが、今後の築堤工事を円滑に実施するために「官民マッチング」を活用した受入を予定しております。

つきましては、当事務所では広く民間事業の建設発生土を積極的に受け入れたいと考えていることから、民間事業者のみなさまの「官民マッチング」への建設発生土情報の登録をお願いするものです。

2. 調整できる事業者の条件

1. コブリス・プラスに登録されている方。

登録されていない方は、登録をお願い致します。

登録方法等で不明な点は問い合わせ先までご連絡をお願い致します。

上記の登録は、以下のURLをご確認ください。登録は無料です。

<https://fkplus.iacic.or.jp>

2. 以下、①②の双方を満たすこと

①指定された受入場所まで無償で運搬可能な方

②別途受入条件を遵守できる方

3. 受入条件等

(1) 受入条件

- ①第2種建設発生土および第3種建設発生土(改良土を除く)
- ②粘性土であること(受入れにあたっては個別に状況確認します。)
- ③混入転石の最大粒径が100mm以下の粘性土
- ④ゴミ・有機質土(植物根や植物性腐食物等)の混入がないもの。
- ⑤有害物質を含んでいない粘性土
(土壌環境調査による分析試験については、別途調整させていただきます。)
- ⑥受入にあたって別途、覚書を締結すること

(2) 受入場所

別途ストックヤード一覧表参照

※受入時点のストックヤードの空き容量や粒度調整の施工状況等に応じて決定する予定です。

(3) 受入期間

令和●年●月●日までを予定しています。

ただし、工事状況により受入期間が変更となる場合があります。

(4) 搬入時間

原則として、搬入時間は●時●分から●時●分までとします。正午12時から13時までは受入は行いません。ただし、搬入経路の状況により変更となる場合があります。

(5) 受入停止日

原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条の休日及び12月29日から翌年の1月4日まで。受入停止日による受入を希望の方は別途協議願います。

なお、天候等の事情により受け入れを中止する場合は、別途連絡します。

(6) 受入予定全体量

約500,000 m³

上記受入量は工事の状況により変更の可能性があるため、その数量を確約するものではありません。

(7) 受入制限

受入状況により1日あたりの搬入量を制限する場合があります。

(8) 受入料金

無償とします。

(9) 施工区分および費用分担

①民間事業者は、受入場所へ搬出する建設発生土の土質性状及び環境安全性にかかわる調査・試験を行って頂きます。調査・試験方法などについては、●●河川事務所との調整によるものとします。

②●●河川事務所は、搬入土及び受入場所の施工管理(交通誘導員の配備を含む)を行うものとします。

③民間事業者は、受入場所までの建設発生土の運搬を行うものとします。

④諸事情により上記により難しい場合については、個別に協議します。

(10) その他

本件に関して、受け入れ条件の一部が満たない場合や個別事情について詳細を調整したい場合等については、下記問い合わせ先まで連絡ください。受け入れの可否については、調整の上検討させていただきますが、粘性土の建設発生土に関する情報は広く受け付けたいと考えています。

4. 問い合わせ先

〒000-0000

●●県●●市●●町 1-1-1

●●川事務所工務課 担当: ●●

TEL: 0000-00-0000 FAX: 0000-00-0000

5-3 マッチング相手を確定するための手続き

工事間利用候補工事との利用調整事項は次を基本とし、合意事項を協定書にとりまとめる。

①搬出工事現場確認

搬出工事現地にて土質性状を確認するとともに、土質試験結果、土壌分析試験結果等を用いて詳細な土質性状を確認する。また、柱状図等で土量の見込みを確認する。

搬出工事周辺状況および運搬経路を確認する。

②搬入工事現場確認

搬入工事現地にて、地盤状況を確認するとともに、周辺状況及び運搬経路を確認する。

③仮置場の確認

仮置場を利用する場合は、2-3(2)の建設発生土を適正に管理できる体制が整備されているかを確認する。

④工事間利用の具体的スケジュール調整・確認

搬出工期、搬入工期及び運搬経路・距離・時間・回転数(日運搬量)を詳細に検討し、工事間利用期間、土量、日最大土量を確認する。

⑤作業・費用・責任分担確認

官民マッチング実施に必要な作業をリストアップし、搬出工事、搬入工事それぞれの作業分担を確認する。費用及び責任分担については、作業分担に対応するのが通常であるが双方協議により分担を確認する。

特に、土質性状が事前確認時と異なった場合の対応^{※1}、施工後に搬入土質に問題が生じた場合の対応^{※2}についても双方協議により確認しておくことが望ましい。

※1: 参考資料1の協定書例第6条4項に示すように、搬入時点で土質性状が事前確認時と著しく異なった場合は、搬入工事側が受け入れを拒否できるのが一般的であり、この場合、搬出工事側が建設発生土を持ち帰る必要がある。

※2: 瑕疵担保責任については、「6 官民マッチング協定書の記載事項」(2)に示すように、民法の規定による対応を原則とする。

5-4 マッチング工事終了後の調整結果等の報告

官民マッチングの調整結果について、マッチングの可否にかかわらず事務局に報告する。マッチング調整結果報告の無い場合は、官民マッチング参加資格を取り消す場合がある。

6 官民マッチング協定書の記載事項

官民マッチングの協定書で定める事項は搬出工事、搬入工事双方協議して定めるのが原則であるが、協定書の記載事項は次を基本とする。

なお、建設発生土の搬入工事の工事場所又は建設発生土の仮置き場が土砂堆積等に関する条例を制定している自治体の場合は、条例の内容と整合を図った記載が必要である。

協定書例を参考資料1に示す。

表6-1 官民マッチング協定書記載事項

NO	項目	区分	取り決め内容など
1	目的	基本	・協定締結の目的
2	搬入土量及び搬入場所	基本	・搬入場所は図面にて明確化する ・土量は千m ³ もしくは万 m ³ 単位とし、原則として地山土量に換算した数量とする ・土量を保証するものではないこと、及び必要に応じて双方協議の上、土量を変更できる条項を入れる(任意)
3	搬入期間(及び時間)	基本	・搬入期間は工事状況に応じて月又は日単位とする ・必要に応じて搬入時間を規定する(任意) ・必要に応じて双方協議の上、期間・時間を変更できる条項を入れる(任意)
4	施工及び責任区分	基本	・施工区分は双方協議によるが次を基本とする 搬出工事側:土質・土壌試験、搬出場所から搬入場所までの運搬 搬入工事側:搬入場所及び搬入土の管理 ・施工区分に対応した責任区分とする ・仮置場を利用する場合はその施工区分を定める
5	費用負担	基本	・施工区分に応じた費用負担を原則とする
6	搬入条件	基本	・搬入土の搬入条件を定める 搬入土の目的外使用禁止 運搬経路 搬入時の土質が事前確認と異なった場合の対応
7	搬入土量の確認	基本	・搬入完了時の土量は双方立会いのもとで検収することを原則とする ・検収方法(測量など)を定める ・必要に応じて、必要土量を確保できない場合への対応方法を定める(任意)
8	権利義務の譲渡	基本	・権利義務の第三者への譲渡禁止を定める
9	協定解除	任意	・必要に応じて、協定条項に違反した場合に協定解除できることを定める。
10	法令違反	任意	・必要に応じて、法令違反への対応を定める ・施工・責任区分に応じた対応が原則
11	瑕疵担保責任	任意	・必要に応じて、搬入土の土質性状に関する瑕疵担保責任を定める
12	その他	基本	・協定事項以外への対応は双方協議して定める

(1) 土質試験、土壌分析試験について

1) 土質試験

発生土の土質性状に関する試験は、国土交通省「発生土利用基準」(平成 18 年 8 月 10 日)に定められた試験項目、試験方法によるものとする。なお、搬出工事、搬入工事双方が合意すれば、土質試験結果によらずとも、柱状図等土質性状がわかる資料等を用いて土質性状を確認してもよい。

2) 土壌分析試験

官民マッチングにおいては、土壌分析試験を実施することを原則とし、試験内容は土壌汚染対策法の試験方法^{注1}を基本として、工事場所が土砂に関する条例を制定している場合は条例に定められた試験方法等も踏まえて、搬出工事と搬入工事双方協議の上、試験項目、方法、頻度等を決定するものとする。

注1: 土壌溶出量試験(平成 15 年 3 月環境省告示第18号)、土壌含有量試験(平成 15 年 3 月環境省告示第19号)、地下水試験(平成 15 年 3 月環境省告示第17号)、その他の方法として全含有量試験*

※環境省水・大気環境局土壌環境課: 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第 2 版)、Appendix-3、土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するかどうかの判定方法及びその解説、2012、
環境省ホームページ https://www.env.go.jp/water/dojo/gl_ex-me/pdf/11_appendix-1.pdf

(2) 搬入土の土質性状に関する瑕疵担保責任について

土質・土壌の性状は、工事場所内で平面的に又地表下深度方向にも均一であることはまれであるが、土質調査・土壌分析調査は、一定面積、一定土量ごとに行うものである。したがって、掘削後の建設発生土の土質・土壌性状が、事前の調査結果と異なる場合があることを否定できない。また、建設発生土搬入後の施工方法あるいは構造物等の影響により、土壌含有物の性状が変化する可能性もある。

このようなことから、工事完了後に搬入土が自然由来重金属等汚染土であることが判明する「瑕疵」が想定される。

官民マッチングにおいては、(1)に示すように土質試験、土壌分析試験方法等について、搬出工事、搬入工事が事前に協議・合意し、建設発生土の品質が適正であることを確認・合意した上で無償(無料)で工事間利用するものである。

建設発生土代金を無料で工事間利用する場合、「贈与契約」に相当し、贈与契約における瑕疵担保責任は、協定書に定めがない場合は、搬出者は搬出した建設発生土の瑕疵について、その責任を負わないとする民法 551 条の規定が適用される。

官民マッチングにおける搬入土の土質性状に関する瑕疵担保責任については、搬出者は搬出した建設発生土の瑕疵について、その責任を負わないとする民法に則り対応することを原則とするが、それ以外の対応が必要となる場合は協定書で定めることとする。

(協定書の記載項目としては任意事項とする)。

＜民法における贈与契約の瑕疵担保責任＞

（贈与者の担保責任）

第五五一条 贈与者は、贈与の目的である物又は権利の瑕疵又は不存在について、その責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵又は不存在を知りながら受贈者に告げなかったときは、この限りでない。

- 2 負担付贈与については、贈与者は、その負担の限度において、売主と同じく担保の責任を負う。

＜参考＞

土砂を購入する（購入土）場合は、「売買契約」に相当し、売買契約における瑕疵担保責任は商法 526 条で次のとおり定められている。

＜商法における売買契約の瑕疵担保責任＞

（買主による目的物の検査及び通知）

第五二六条 商人間の売買において、買主は、その売買の目的物を受領したときは、遅滞なく、その物を検査しなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、買主は、同項の規定による検査により売買の目的物に瑕疵があること又はその数量に不足があることを発見したときは、直ちに売主に対してその旨の通知を発しなれば、その瑕疵又は数量の不足を理由として契約の解除又は代金減額若しくは損害賠償の請求をすることができない。売買の目的物に直ちに発見することのできない瑕疵がある場合において、買主が六箇月以内にその瑕疵を発見したときも、同様とする。
- 3 前項の規定は、売主がその瑕疵又は数量の不足につき悪意であった場合には、適用しない。

＜土地売買における土壤汚染の瑕疵該当性＞

1 裁判例

（1）東京地裁平成 28 年 11 月 25 日判決

本件売買契約の目的がマンションの分譲事業であり、本件土地から自然由来の砒素が出た場合について売主が瑕疵担保責任を負う上限額と期間が定められていた事案において、法令の基準値を超える砒素が検出され、砒素を基準値以下にすることなく本件土地に分譲用マンションを建築する工事を行うことが事実上できなくなったことについて、本件売買契約の目的達成に支障が生じたとして、瑕疵該当性が認められている。

(2) 東京地裁平成 27 年 8 月 7 日判決

土地及び建物が一般競争入札により買い受けられた事案で、土地から土壤汚染対策法の定める規制基準値を上回る特定有害物質（フッ素及び鉛）が検出されたところ、本件契約の当事者間においては、買主として予見可能な程度の汚染又は工場用地等としての利用に当たり支障を生じない汚染については、それらが存在しないことが本件土地の品質として予定されていたとは認められず、他方、予見できない程度の汚染であり、かつ工場用地等としての利用に支障を生じさせる汚染については、これが存在しないことが予定されていたものと認められるという瑕疵該当性の判断基準を立て、結論として、フッ素については、本件土地において広範囲に自然由来のフッ素汚染が存在する可能性があることは、調査報告書においても明記され認識可能であったものと認められるため、自然由来か人為的汚染かを検討するまでもなく、買主において予見不可能な程度のものであったとはいえないとして、瑕疵該当性が否定されている。

他方で、鉛については、本件土地にかつて海軍の軍需工場があった事情から、本件土地の広範囲にわたり鉛が存在する可能性があることは予見可能であったと認められるが、調査結果から、土壤含有量基準値を上回るような鉛汚染が存在することまでは予見不可能であったものとして、瑕疵該当性が認められている。

(3) 奈良地裁平成 23 年 9 月 30 日判決

購入した土地に環境基準値を大きく超える「鉛及びその化合物」で汚染されていた事案において、買主が容易に汚染を知ることができたとして、瑕疵該当性が否定されている。なお、契約当時、「鉛及びその化合物」は有害物質として規制対象とされていなかったことも指摘されている。

2 裁判所の判断枠組み

不動産売買での土壤汚染に関する瑕疵該当性の要件は、「隠れた瑕疵」と評価されることであり、具体的には、上記裁判例を整理すると、以下の3要素が満たされることによって瑕疵該当性が認められる。

- ① 環境基準適合性：確認された土壤汚染が環境基準値を上回っているか。
- ② 契約内容：確認された土壤汚染によって契約目的に照らした土地利用に支障が生じたか。
- ③ 予見可能性：契約時の情報から土壤汚染の存在を認識し得なかったか。

協定書例

(Aは公共工事発注者, Bは民間工事の元請者)

A(以下「甲」という。)とB(以下「乙」という。)とは、甲が施工するX工事に伴う建設発生土を、乙が施工するY工事に搬入することに関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が施工するX工事に伴う建設発生土を、乙が施行するY工事に搬入するために必要な事項を定め、関係事務等の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

(搬入土量及び搬入場所)

第2条 搬入土の数量は〇m³(地山土量)とする。

2 搬入場所は別添図面の場所とする。

3 甲は第1項の数量を保証するものではない。また、工事等の必要あるいはその他の事由により、甲乙協議のうえ、第1項の数量を増減することができる。

(搬入期間及び時間)

第3条 搬入期間は、〇〇年△×月から〇×年△〇月までとする。また、その搬入時間は午前〇時から午後〇時までとする。

2 天候等及び工事等の必要あるいはその他の事由により、甲乙協議のうえ、第1項の期間及び時間を変更することができる。

(施工及び責任区分)

第4条 甲及び乙の工事の施工区分は、次の各項によるものとし、施工区分においてその責任を負うものとする。

2 甲は、搬出現場にて乙へ搬入する建設発生土の土質性状及び環境安全性にかかわる調査・試験を行う。調査・試験方法などについては、甲乙協議によるものとする。

3 甲は、搬入場所までの建設発生土の運搬、運搬路の安全管理を行う。

4 乙は、搬入土及び搬入場所の管理(交通誘導員の配備を含む)を行う。

(費用負担)

第5条 甲及び乙は第4条の施工区分に応じて費用負担するものとする。

2 乙は無償で甲の建設発生土を受け入れるものとする。

(搬入条件)

第6条 乙は、搬入土についてY工事の施工以外の目的に使用してしてはならない。

2 搬入土の土質性状については、搬入開始前までに甲乙が確認し承諾するものとする。

3 搬出現場から搬入現場までの運搬経路について、交通状況などによる変更対応を含め、甲乙双方協議によるものとする。

4 搬入土の土質性状が、搬入時に第2項で確認承諾した性状と著しく異なる場合は、乙は搬入を拒否できる。この場合、甲は建設発生土を持ち帰らなければならない。

(搬入土量の確認)

第7条 搬入土量の確認は、全数量搬入完了後に搬出場所及び搬入場所の検収を甲乙双方の立会いのもとで行うものとする。

2 数量の検収方法は甲乙協議の上で定めるものとする。

(権利義務の譲渡)

第8条 乙は、この協定によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

(協定解除)

第9条 甲又は乙は、相手方が本協定に定める条項に違反したために契約の目的を達することができないと認められる場合は、事前に相手方に通告した上で本協定を解除することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定により本協定を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を相手方に請求することができる。

(法令違反)

第10条 甲及び乙は、第4条に定める施工区分において法令違反などが生じた場合は、第4条に定める施工区分に応じて責任をもって対応するものとする。

(瑕疵担保責任)

第11条 乙は、搬入土の品質性状に瑕疵があった場合、その瑕疵及び瑕疵に起因して生じる一切の負担を負う。ただし、甲は、当該瑕疵を事前に知っていた場合に限り、それに起因して生じた負担を負う。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めることとする。

以上、この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

○×年×○月△○日

・1条から8条までは基本項目とする。条項の内容は、例を参考に双方協議により決定する。
・9条から11条は任意項目であり、内容を含め協定書に記載するかどうかは双方協議による。

甲 Aの住所

A

A責任者

印

乙 Bの住所

B

B責任者

印

協 定 書

国土交通省[] {以下「甲」という.}と[]
土地区画整理組合（以下「乙」という。）とは、甲が施行する[]掘削工事（
[]）に伴う発生土を、乙が施行する[]区画整理事業区域（以下「組合
事業区域」という。）に受入れることに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が施行する[]掘削工事（[]）に伴う発生土を、
乙が施行する組合事業区域に受入れるために必要な事項を定め、関係事務等の適正かつ
円滑な処理を図ることを目的とする。

（受入数量及び受入場所）

第2条 受入する発生土の数量は約23,000m³（地山土量）とし、受入の場所は別添
図面の場所とする。

但し、甲は協定締結後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、又は、
明らかにコスト的に有利な受入者があった場合は、そちらへの搬出を優先するため、乙
が受入する発生土の数量を保証するものではない。

（受入の期間）

第3条 受入の期間は、平成28年10月中旬から平成29年2月下旬までとする。

（施工区分）

第4条 甲及び乙の工事の施工区分は、次の各項によるものとする。

- 2 甲は、受入場所までの発生土の運搬、受入場所での仮置き土処理、及び、運搬路の
仮設備、安全管理（交通誘導員の配備等）を行う。
- 3 乙は受入場所の運営・管理を行うものとする。

（費用負担）

第5条 甲及び乙の工事に要する費用負担は下記のとおりとする。

- 甲の費用負担：発生土の運搬、仮置き土処理に要する費用運搬路の仮設備、安全管理
に要する費用
 - 乙の費用負担：受入土を使用して施工する工事等に要する費用引渡しを受けた受入土
の管理に要する費用
- なお、甲は乙に対し、発生土を無償で引き渡すものとする。

（土質・土壌調査の実施）

第6条 甲は、作業の実施前までに発生土の土質調査を行い、その結果を乙に報告し受入れ

について承諾を得るものとする。

2 なお、乙の受入れ作業中に、発生土の土質状況に著しい変化が見られた場合には、乙は甲に運搬の中断若しくは中止を指示することが出来るものとする。

3 また、甲・乙は、発生土から廃棄物や汚染土壌を確認した場合には、速やかに作業を中断し、関係機関（保健所等）へ通報するとともに、関係機関と協議のうえ廃棄物処理法、土壌汚染対策法の規程を遵守し、適正に処理するものとする。この場合の処理は、甲が行うものとする。

4 乙は甲以外の事業者から発生土を受け入れる場合、当該事業者に対しても上の各項と同様の対応をさせるものとする。

（内容の変更）

第7条 本協定の内容を変更する必要がある場合は、書面をもってあらかじめ甲・乙が協議するものとする。

（第三者損害）

第8条 本協定期間中、甲・乙各々の作業に起因して発生した第三者に対する損害については、甲・乙各々が責任を持って処理するものとする。

（運搬路の補修）

第9条 甲は、受入地までの運搬路として使用した道路を損傷させた場合は、甲が当該道路管理者と協議のうえ、甲の負担において補修を行うものとする。

（発生土の利用）

第10条 乙は、甲から受け入れた発生土を当該土地区画整理事業区域内の造成に使用するものとし、それ以外の目的に使用したり、他の箇所に搬出してはならないものとする。このことは受け入れ完了後も同様とする。

（作業の終了）

第11条 作業の終了は、甲・乙双方が受入場所の出来形確認を行い、甲・乙双方の合意をもって終了する。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲・乙が協議して定めるものとする。

以上、この協定の証として、本書2通を作成し、甲・乙がおのおの記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年10月7日

甲 国土交通省 地方建設局

事務所長

乙 土地区画整理組合
理事長

工事と事業の
建設発生土の搬入に関する確認書

事務所(以下「甲」という。))と共同企業体
作業所(以下「乙」という。))と(株) 解体工事作業所(以下「柄」という。))
は、甲が発注し、乙が施行する 築造工事(以
下「 築造工事」という。))に伴う建設発生土を、丙が施行する 事業(以
下「 事業」という。))に搬入することについて、次のとおり確認する。

(目的)

第1条 本確認書は、甲の 工事の建設発生土を、丙の 事業へ搬入するにあたり、
費用負担等の基本的事項を確認し、各々の事業を円滑に実施することを目的とする。

(相互協力)

第2条 甲、乙及び丙は、事業の適正かつ円滑な実施について相互に協力するものとする。

(適用範囲)

第3条 本確認書の適用範囲は別添図－1、別添図－2及び別添図－3に示す範囲とする。

(工事の施行内容)

第4条 甲の施行は、別添図－1に示す発生場所及び、別添図－2に示す仮置き場から別添図－3
への建設発生土5千百立方メートルの運搬、搬入までとする。なお、搬入後完了は、丙の確認
を受けることとする。

2 甲は、別添図－3に示す 事業への建設発生土の搬入を確認書締結後の、平成28年7月4
日から9月までの期間に施行するものとする。

3 甲は、別表－1に示す建設発生土の性状に関する土壌分析試験を実施し、その試験結果を
丙に報告することとする。

4 丙は、前項の試験結果が別表－1に示す受入基準を満足しない場合は、当該建設発生土の
受入の中止又は除去することを、甲及び乙に通知することとする。

(費用負担)

第5条 建設発生土について、丙は無償で受け入れるものとする。

2 事業へ建設発生土を搬入する際の 周辺の交通整理員の配置に要する費

確 認 書

国土交通省[]事務所が事業を行う[]工区（[]）（以下、[]事業という）盛土材について、関係者間の円滑な施工のため搬出元である「[]工事事務所（施行者(株)[]）」と下記事項の確認を行なった。

記

1. 盛土材採取地の地主である「[]」から、採取土の運搬先を含む処理を一任されているのが、「[]工事事務所（施行者(株)[]）」（以下、施行者(株)[]という）である。
2. 盛土材の運搬については、施行者(株)[]が費用を負担し、運搬に関わる作業の監理業務を行う。
3. 盛土材の運搬の時期、供給数量等について、施行者(株)[]と[]事業の工事受注者（以下、[]工事受注者という）により、詳細の打合せを行う。
4. 盛土材を運搬する際に通行する国道[]線の通行規制等については、[]事務所の監督のもと、[]工事受注者で行う。
5. 盛土材の運搬作業における一般通行車等との事故防止として、施行者(株)[]は、運搬車両の待避場所の指導や、[]線に運搬車両が集中しないよう運搬作業を指導する。
6. 上記以外の項目について確認が必要な場合は、[]出張所長、(株)[]工事事務所長、[]工事受注者の3者にて打合せを行い、調整する。

平成27年8月26日

確認者

国土交通省[]出張所長 署名：

(株)[] []工事事務所長 署名：

[]工事受注者 [](株)現場代理人 署名：

契 約 書

■■■■■ 事務所（以下「甲」という。）と ■■■■■ 組合 ■■■ 支所（以下「乙」という。）とは ■■■■■ 工事（以下「工事等」という。）の施工に伴い発生する土砂の搬入について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 この契約は、工事等により発生する土砂を処理するため、その一部を乙の掲示する場所へ搬入する事に関し、運搬方法及び運搬条件など必要な事項を定める事を目的とする。

（搬入場所）

第 2 条 乙の掲示する土砂搬入場所は、■■■■■ 事業地内（地番；■■■■■ 番ほか）とする。

（搬入数量）

第 3 条 土砂の数量は、概ね 5, 0 0 0m³ とする。

2 搬入する土質は、泥炭及び液性限界を超えているヘドロ状の土以外とする。

3 甲は、工事等の必要、あるいはその他の事由により、甲乙協議のうえ、第 1 項の数量を増減する事ができる。

（搬入期間及び時間）

第 4 条 土砂の搬入期間は、概ね平成 17 年 7 月 19 日から平成 17 年 8 月 31 日までとし、又、搬入時間は午前 6：0 0 から午後 5：0 0 までとする。この場合、甲は必要に応じて、搬入計画を乙に通知し、その確認を図るものとする。

2 甲は、工事等の必要、あるいはその他の事由により、甲乙協議のうえ、第 1 項の期間及び時間を変更する事ができる。

（費用の負担）

第 5 条 土砂の搬入及び均し等は、乙の費用で実施する。

（搬入の条件）

第 6 条 乙は、搬入土砂についての目的外使用を行ってはならない。

2 搬入引渡後の土砂にかかる防災及び苦情等については、乙が一切の責任を負うものとする。

3 乙は、土砂搬入にかかる運搬トラックの指示・導誘員を、期間中 1 名以上配置するものとする。

(運搬数量の確認)

第7条 搬入数量の確認は、全数量搬入完了後に搬出場所及び搬入場所の検収を、甲乙双方の立会のもとで行うことにより確認するものとする。

(権利義務の譲渡)

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を、第3者に譲渡してはならない。

(土地所有者との関係)

第9条 土砂の搬入に対する土地所有者との関係及び隣接地所有者の関係は、すべて乙の責任範囲とし、甲は土砂の搬出以外の一切の責任を負わないものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に定める条約項に違反し、契約の目的が達せられないと判断した時は、この契約を解除する。

(関係法令の処理)

第11条 甲の土砂搬入に伴い、関係する諸法令の規定のうち、搬出入口部及び事業地内に関する届出等については、乙の責任において実施するものとする。

(その他)

第12条 この契約に定めない事項、又は、この契約の内容について疑義を生じた時は、その都度甲乙協議のうえ決定する。

平成 17 年 7 月 15 日

甲 [redacted]
[redacted]
[redacted] 事務所長 [redacted]

乙 [redacted]
[redacted]
[redacted] 支所長 [redacted]

官民マッチングと公募方式を併用する場合の公募公告例
(土地区画整理事業における造成用土砂の搬入事業者公募例)

●●事業による『官民マッチング』を活用した土砂の受入について

1. 趣旨

国土交通省●●河川事務所では、令和●年●●事業により、令和●年度完成を目標に築堤・河道掘削等を進めてきているところですが、今後の築堤工事を円滑に実施するために「官民マッチング」を活用した受入れを予定しております。

つきましては、当事務所では広く民間事業の建設発生土を積極的に受け入れたいと考えていることから、民間事業者のみなさまの「官民マッチング」への建設発生土情報の登録をお願いするものです。

2. 調整できる事業者の条件

1. コブリス・プラスに登録されている方。

登録されていない方は、登録をお願い致します。

登録方法等で不明な点は問い合わせ先までご連絡をお願い致します。

上記の登録は、以下の URL をご確認ください。登録は無料です。

<https://fkplus.jacic.or.jp>

2. 以下、①②の双方を満たすこと

①指定された受入場所まで無償で運搬可能な方

②別途受入条件を遵守できる方

3. 受入条件等

(1) 受入条件

①第2種建設発生土および第3種建設発生土(改良土を除く)

②粘性土であること(受入れにあたっては個別に状況確認します。)

③混入転石の最大粒径が100mm以下の粘性土

④ゴミ・有機質土(植物根や植物性腐食物等)の混入がないもの。

⑤有害物質を含んでいない粘性土

(土壌環境調査による分析試験については、別途調整させていただきます。)

⑥受入にあたって別途、覚書を締結すること

(2) 受入場所

別途ストックヤード一覧表参照

※受入時点のストックヤードの空き容量や粒度調整の施工状況等に応じて決定する予定です。

(3) 受入期間

令和●年●月●日までを予定しています。

ただし、工事状況により受入期間が変更となる場合があります。

(4) 搬入時間

原則として、搬入時間は●時●分から●時●分までとします。正午12時から13時までは受入は行いません。ただし、搬入経路の状況により変更となる場合があります。

(5) 受入停止日

原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条の休日及び12月29日から翌年の1月4日まで。受入停止日による受入を希望の方は別途協議願います。

なお、天候等の事情により受け入れを中止する場合は、別途連絡します。

(6) 受入予定全体量

約500,000 m³

上記受入量は工事の状況により変更の可能性があるため、その数量を確約するものではありません。

(7) 受入制限

受入状況により1日あたりの搬入量を制限する場合があります。

(8) 受入料金

無償とします。

(9) 施工区分および費用分担

①民間事業者は、受入場所へ搬出する建設発生土の土質性状及び環境安全性にかかわる調査・試験を行って頂きます。調査・試験方法などについては、●●河川事務所との調整によるものとします。

②●●河川事務所は、搬入土及び受入場所の施工管理(交通誘導員の配備を含む)を行うものとします。

③民間事業者は、受入場所までの建設発生土の運搬を行うものとします。

④諸事情により上記により難しい場合については、個別に協議します。

(10) その他

本件に関して、受け入れ条件の一部が満たない場合や個別事情について詳細を調整したい場合等については、下記問い合わせ先まで連絡ください。受け入れの可否については、調整の上検討させて頂きますが、粘性土の建設発生土に関する情報は広く受け付けたいと考えています。

4. 問い合わせ先

〒000-0000

●●県●●市●●町 1-1-1

●●川事務所工務課 担当:●●

TEL:0000-00-0000 FAX:0000-00-0000